

【資料1】

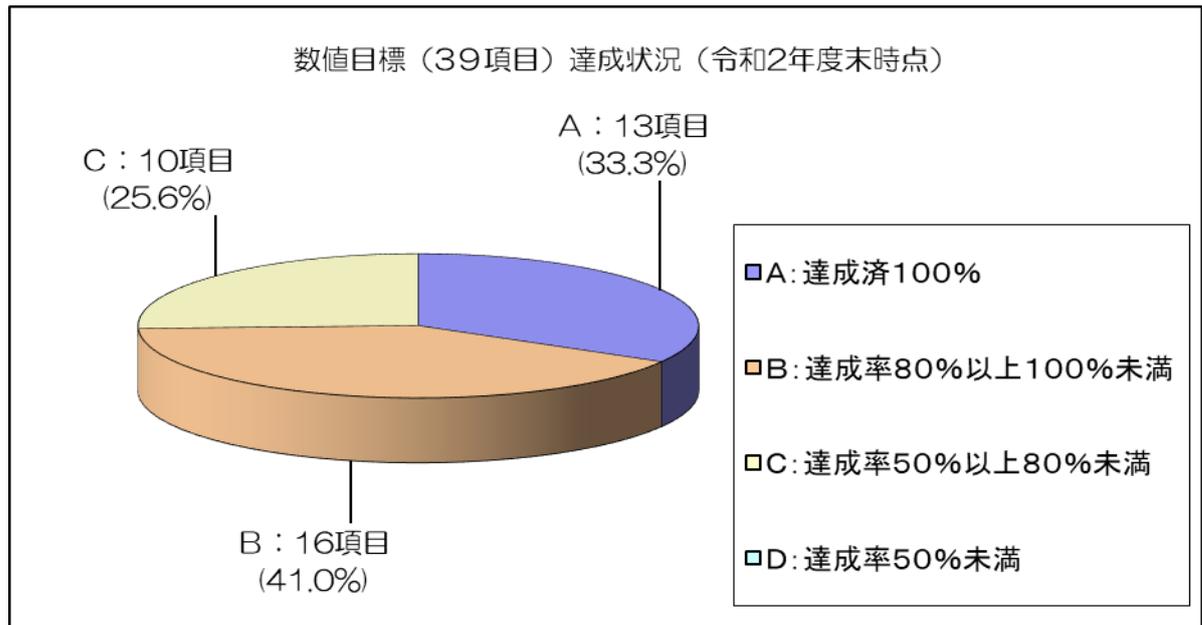
第5期熊本県障がい者計画  
(平成27年度～令和2年度)  
施策の実績

# 第5期熊本県障がい者計画に関する施策の実績

第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」  
平成27年度（2015年度）～令和2年度（2020年度）

## （1）数値目標の達成状況

第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」は、令和2年度末をもって計画期間が終了しました。計画に掲げた数値目標の達成状況は、次のとおりです。



数値目標39項目のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で数値目標を達成できなかった項目もある中、「福祉施設入所者数の減少数」や「発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数」等、13項目（A）が目標を達成しました。

また、「入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率」など16項目（B）が達成率80%以上となっています。

このように、数値目標39項目のうち、7割を超える29項目（A+B）が達成率80%以上となっており、計画期間中の取組は、概ね成果が現れたものと考えています。

## （2）分野別施策ごとの施策の実績等

第5期計画における8つの分野別施策ごとの施策の実績及び今後の課題は、次のとおりです。

## 施策分野①

# 地域生活支援

### 施策の概要

- 障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政、関係団体、住民等による重層的な支援体制の整備を通して、「くまもと暮らし安心システム」の構築を推進します。
- 地域移行の受け皿となる居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。
- 相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上などサービス提供体制の充実を図ります。
- 障がいごとにニーズが多様化していることから、障がいの特性に配慮した地域生活支援の充実を図ります。

#### (1) 地域移行・地域定着

- ① 施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援
- ② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援
- ③ 自立生活の援助
- ④ 地域生活支援拠点の整備等
- ⑤ グループホームの整備

#### (2) 日常生活

- ① 訪問系サービスの充実
- ② 日中活動系サービスの充実
- ③ 日中一時支援事業の充実
- ④ 日常生活用具の給付
- ⑤ 意思決定支援の取組の充実

#### (3) 相談支援

- ① 相談支援体制の充実
- ② 相談支援専門員の養成
- ③ 身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員の養成
- ④ 当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

#### (4) サービス提供体制

- ① サービスを提供する人材の確保
- ② サービス管理責任者等の養成及び資質向上
- ③ 障害支援区分認定調査員等の資質向上
- ④ サービスの質を高める取組の促進

#### (5) 障がい特性に配慮した地域生活支援

- ① 発達障がい者支援センターなどによる総合的な支援
- ② 発達障がいについての医療体制の整備
- ③ 発達障がい児（者）の家族への支援の充実
- ④ 医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）への支援
- ⑤ 医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）の家族への支援の充実
- ⑥ 強度行動障がいのある人への対応

- ⑦ 高次脳機能障害支援センターによる支援
- ⑧ 難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供
- ⑨ 保健所及び難病相談・支援センター等による支援
- ⑩ 病気の治療と仕事の両立
- ⑪ 地域生活定着支援センターによる支援

【平成27年度～令和2年度の施策実績（主な取組・成果）】

- ◆ 福祉施設入所者数の減少数について、数値目標を達成：118人（累計人数）
- ◆ 発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数について、数値目標を達成：713人（累計人数）
- ◆ パARENTメンター登録者数について、数値目標を達成：66人（累計人数）

数値目標達成状況 数値目標12項目のうち、9項目が達成率80%以上

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	R2年度末 (実績値) ①	R2年度末 (目標値) ②	達成率 [%]	達成率
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	累計 人数	-	123	237	51.9	C
2	福祉施設入所者数の減少数	累計 人数	-	118	60	196.7	A
3	入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率	%	56.9	55.9	69.0	81.0	B
4	入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率	%	87.9	87.3	90.0	97.0	B
5	65歳以上の、入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数	人数	3,256	3,523	3,113	88.4	B
6	65歳未満の、入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数	人数	2,120	1,307	1,273	97.4	B
7	就労移行支援事業の利用者数	年間 人数	486	366	485	75.5	C
8	就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	%	30.2	37.8	50.0	75.6	C
9	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	累計 人数	81	713	490	145.5	A
10	ペアレントメンター登録者数	累計 人数	24	66	50	132.0	A
11	医療型短期入所事業所又は医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所等が整備された圏域数	圏域	5 (7か所)	8 (41か所)	10(※) (35か所)	80.0	B
12	強度行動障がい支援者養成研修修了者数	年間 人数	-	242	220	110.0	A

(※)熊本・上益城圏域については、熊本市と上益城郡にそれぞれ整備することを目標としています。

【課題・今後の方向性】

- 施設入所者の地域移行については、第1期障害福祉計画から成果目標を掲げて推進し、施設での取組が進んだことにより、軽度者や若年層などの移行が進みました。今後は、日中サービス支援型指定共同生活援助による常時の支援体制の確保等により、重度障がい者や高齢障がい者の地域移行が可能となるような体制を確保します。

- 精神科医療機関等との連携を図るための取組や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組が着実に進んでいます。一方で、入院3か月時点及び1年時点の退院率を高め、長期入院患者数を更に減らす必要があることから、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備などの取組をより一層推進します。
- 障がい児に対する福祉サービスの増加や医療型短期入所施設の増加、発達障がいに対応できる医療機関等の増加により障がいのある人の家族への支援（レスパイト・ケア）の取組が着実に進んでいます。医療的ケア児を身近な地域で支援する体制の整備など家族支援の充実を図るための取組を市町村と連携して、推進する必要があります。

## 施策分野②

## 保健・医療

### 施策の概要

- 療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備や支援の質の向上を図ります。
- 精神障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科救急医療体制、精神保健福祉センターの取組の充実を図るとともに、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築を図ります。
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児（者）医療費の給付を通して、医療費の負担軽減を図ります。

### （1）療育

- ① 地域療育体制の充実
- ② 早期発見・早期支援の推進（1次圏域）
- ③ 地域療育センター（児童発達支援センター）による支援（2次圏域）
- ④ こども総合療育センターにおける療育支援（3次圏域）

### （2）精神保健医療

- ① 精神科救急医療体制の充実
- ② 精神保健福祉センターの機能充実
- ③ こころの医療センターの機能充実
- ④ 精神医療連携体制の構築
- ⑤ 自殺対策の推進

### （3）保健・医療

- ① 自立支援医療費の給付
- ② 重度心身障がい児（者）医療費の助成
- ③ 障がい児（者）への歯科保健医療の提供

### 【平成27年度～令和2年度の施策実績（主な取組・成果）】

- ◆ 発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数について、数値目標を達成：10圏域

## 数値目標達成状況 数値目標4項目のうち、3項目が達成率80%以上

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	R2年度末 (実績値) ①	R2年度末 (目標値) ②	達成率 [%]	達成率
13	障がい児(者)のむし歯予防や口腔清掃等の知識・技術を習得した職員を有する入所施設の割合	%	-	37.8	50.0	75.6	C
14	かかりつけ医等の心の健康対応向上研修会受講者数	累計 人数	119	594	626	94.9	B
15	自殺死亡率(人口10万人対)	人/年	20.4	16.9	17.1	101.2	A
16	発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数	圏域	7	10	10(※)	100	A

(※)熊本・上益城圏域については、熊本市と上益城郡にそれぞれ整備することを目標としています。

### 【課題・今後の方向性】

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で入所施設に対して実施していた障がい児(者)のむし歯予防等の訪問指導ができませんでした。今後は、特定の圏域だけでなく県内全域の入所施設に向けて訪問指導の実習案内を行い、参加施設を増やしていくこととしています。
- 精神医療機関との連携体制整備や相談体制の充実、相談窓口の周知など自殺対策の取組を着実に推進しています。また、熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染拡大など環境の変化に対応した新たな取組を推進しています。引き続き、精神障がい者支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 県内の全圏域で発達障がいに対応できる医療機関が整備される等、医療体制の整備は着実に進んでいます。一方で、発達障がいの認知の拡がりから医療機関の受診希望が増えたことにより、専門的医療機関の受診待機の長期化が課題となりました。そのため、北部・南部発達障がい支援センターに心理士等を配置し、市町村保健師のトリアージ支援などを行った結果、こども総合療育センターの待機期間は2か月程度に短縮されました。引き続き、療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実に取り組む必要があります。

## 施策分野③

## 教育、文化芸術活動・スポーツ

### 施策の概要

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。
- 障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向けた取組を推進します。
- 文化芸術活動・スポーツへの参加者の裾野を広げるとともに、障がいのある人の個性を伸ばし可能性を追求するため、スペシャリストの発掘や育成に向けた取組を推進します。

- (1) 教育における支援体制
  - ① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実
  - ② キャリア教育の充実
  - ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実
  - ④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援
  - ⑤ 段階的支援体制の充実
  - ⑥ コミュニティ・スクールの導入
- (2) 教員等の専門性向上
  - ① 教員の専門性向上
  - ② 放課後児童支援員の専門性向上と配置の支援
  - ③ 保育士の専門性向上
- (3) インクルーシブ教育システム
  - ① インクルーシブ教育システムの構築
- (4) 教育環境整備
  - ① 県立特別支援学校の教育環境整備
- (5) 文化芸術・スポーツ
  - ① 文化芸術・スポーツを通じた社会参加促進
  - ② 文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

**【平成27年度～令和2年度の施策実績（主な取組・成果）】**

- ◆ 高等学校における個別の教育支援計画作成率について数値目標を達成：90.5%
- ◆ 教員の特別支援教育に関する研修受講率が増加（平成25年度末：70.0%→令和元年度末（※）：82.9%）※令和元年度で事業終了

**数値目標達成状況** 数値目標3項目において、全ての項目が達成率80%以上

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	R2年度末 (実績値) ①	R2年度末 (目標値) ②	達成率 [%]	達成率
17	高等学校における個別の教育支援計画作成率	%	23.1	90.5	80.0	113.1	A
18	教員の特別支援教育に関する研修受講率	%	70.0	82.9(※) (令和元年度末)	100.0	82.9	B
19	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	年間 人数	2,041	1,787 (令和元年度末)	2,200	81.2	B

(※)令和元年度で事業終了。

**【課題・今後の方向性】**

- 高等学校における個別の教育支援計画の作成は着実に進んでいます。特別支援学級から高等学校への進学希望者の増加により、今後さらに一人一人の特性に応じた支援の充実と一貫した支援が重要となることから、引き続き、個別の教育支援計画による適切な引継ぎを促進する必要があります。

- 特別支援教育が始まった平成19年度以降、全公立学校の教員に対して研修を実施し、発達障がい等がある児童生徒への理解及び支援充実を図りました。特別支援学級担当者が増加していることから、引き続き、それらの教員ニーズに応じた研修を実施していく必要があります。

## 施策分野④

## 雇用・就業、経済的自立の支援

### 施策の概要

- 障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組を強化します。
- 職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進めます。
- 多様な就労支援の一つとして、福祉と農業の連携による就労支援に取り組みます。
- 工賃水準の向上のための取組として、国の機関や市町村との連携のもと、全県的に障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

### (1) 雇用促進

- ① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化
- ② 総合的な就労支援体制の構築
- ③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援

### (2) 職業能力開発

- ① 職業準備訓練の実施
- ② 職業訓練の充実
- ③ 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

### (3) 多様な就労支援

- ① 福祉と農業の連携による就労支援
- ② 在宅障がい者の就労支援

### (4) 工賃向上

- ① 工賃水準の向上に向けた取組の推進
- ② 共同受発注システムの活用促進
- ③ 障害者就労施設等からの優先調達推進

### (5) 所得保障

- ① 年金制度・各種手当制度の周知

### 【平成27年度～令和2年度の施策実績（主な取組・成果）】

- ◆ 就労継続支援B型の平均工賃月額が増加（平成25年度末：13,648円→令和2年度末：15,062円（暫定値））

## 数値目標達成状況 数値目標6項目のうち、3項目が達成率80%以上

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	R2年度末 (実績値) ①	R2年度末 (目標値) ②	達成率 [%]	達成率
20	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,950	1,837	2,650	69.3	C
21	障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職件数	件数	208	239	286	83.6	B
22	一般就労に移行した福祉施設利用者数	年間 人数	155	230	345	66.7	C
23	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率(6ヶ月)	%	77.2	82.4	86.0	95.8	B
24	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	56.9	43.8	70.0	62.6	C
25	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	13,648	15,062 (暫定値)	15,100	99.7	B

### 【課題・今後の方向性】

- ハローワークにおける障がい者の就職件数については、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害の影響で、就職相談やハローワークへの来所が減少したことなどにより減少しています。引き続き、関係機関と連携して就職件数の向上に取り組んでいく必要があります。(令和元年度末：2,094人→令和2年度末：1,837人)
- 障害者就業・生活支援センターの相談支援により、一般事業所やA型事業所等への就職につなげる取組が進みました。一方で、障がい者委託訓練事業修了者の就職率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、障がい者の雇用情勢が悪化したことや合同就職説明会等が延期又は中止となったことが影響したものと考えられます。引き続き、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進の強化に取り組む必要があります。

## 施策分野⑤

## 情報アクセシビリティ

### 施策の概要

- 障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。
- 障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器、ヘルプカードなどの普及を図ります。

### (1) 情報バリアフリー

- ① 分かりやすい広報の推進
- ② 障がい特性に応じた情報の提供

## (2) コミュニケーション支援

- ① コミュニケーションを支援する人材の養成・確保
- ② 意思疎通支援の推進
- ③ 情報通信技術等の活用促進
- ④ 日常生活用具等の給付
- ⑤ 難聴児補聴器購入助成事業の実施

### 【平成27年度～令和2年度の施策実績（主な取組・成果）】

- ◆ 手話奉仕員養成研修修了者数について、数値目標を達成：1,216人（累計人数）
- ◆ 点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数が増加（平成25年度末：1,347人→令和2年度末：1,444人）

### 数値目標達成状況 数値目標4項目のうち、3項目が達成率80%以上

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	R2年度末 (実績値) ①	R2年度末 (目標値) ②	達成率 [%]	達成率
26	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	累計 人数	1,347	1,444	1,522	94.9	B
27	手話奉仕員養成研修修了者数	累計 人数	551	1,216	1,188	102.4	A
28	要約筆記者養成研修修了者数	累計 人数	18	75	116	64.7	C
29	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	累計 人数	38	92	108	85.2	B

### 【課題・今後の方向性】

- 聴覚障がい者の方が、手話通訳を必要とする場合にタブレット等情報通信機器を使って遠隔手話通訳等を利用することができる遠隔手話サービスについて、引き続き関係団体や市町村等との連携を強化し、多様な手段による意思疎通支援の充実に取り組む必要があります。
- 要約筆記者養成研修については修了者数が年々増加しており、計画策定時と比較すると約4倍に増加しています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で受講者が減少したこと等も要因の一つと考えられますが、社会的な認知度が低いこともあり、今後は、広報活動の充実等による研修の認知度向上や研修のオンライン化による環境整備により、受講者の増加を図ることとしています。

## 施策分野⑥

# 安心・安全

### 施策の概要

- 災害時の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた市町村における避難支援体制の整備を支援します。
- 障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

#### (1) 災害対策

- ① 避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の策定支援等
- ② 災害時の避難所における支援体制の整備
- ③ 被災者の安心・安全の確保
- ④ 入所施設等の耐震化・防火対策等の促進
- ⑤ 熊本地震により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧

#### (2) 外出・移動支援

- ① 移動支援の充実
- ② 身体障害者補助犬の普及
- ③ ハートフルサポーターの育成
- ④ ハートフルパス制度の普及啓発
- ⑤ おでかけ安心トイレの普及

#### (3) 防犯

- ① 障がい者への安全対策
- ② 障がいの特性に応じた110番通報の利用促進
- ③ 犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援
- ④ 障がい者支援施設の防犯対策

#### (4) 障がい者の消費者トラブル防止

- ① 地域での見守りネットワーク構築支援及び消費者安全確保地域協議会への移行促進
- ② 障がい者に対する消費者教育の推進

#### (5) 交流活動

- ① 「地域の縁がわ」の普及促進
- ② 「地域ふれあいホーム」の普及促進

### 【平成27年度～令和2年度の施策実績（主な取組・成果）】

- ◆ 避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画策定市町村数について、数値目標を達成：45市町村
- ◆ ハートフルパス制度の協力施設数について、数値目標を達成：2,201施設
- ◆ 地域の縁がわがある地域の割合について、数値目標を達成：100%

## 数値目標達成状況 数値目標4項目のうち、3項目が達成済100%

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	R2年度末 (実績値) ①	R2年度末 (目標値) ②	達成率 [%]	達成率
30	避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画策定市町村数	市町村	-	45	45	100.0	A
31	移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数	年間 人数	4,631	3,696	6,516	56.7	C
32	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	1,600	2,201	2,200	100.0	A
33	地域の縁がわががある地域の割合	%	-	100.0	100.0	100.0	A

### 【課題・今後の方向性】

- 避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画は全市町村において策定済み（一部策定済みを含む）であり、令和2年7月豪雨災害を踏まえた検証・見直しや、名簿情報提供同意者の計画作成率向上を目指しています。避難訓練を実施するなど市町村における避難支援体制の整備を引き続き推進する必要があります。
- 移動支援事業（市町村地域生活支援事業）利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などにより減少していますが、今後は、地域で生活する障がい者のニーズに即した移動サービスの確保について、市町村担当者説明会等で周知を図っていく必要があります。

## 施策分野⑦

## 生活環境

### 施策の概要

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進します。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進めます。

#### (1) 住宅・建築物

- ① 県有建築物の整備
- ② 民間建築物整備に対する支援
- ③ 広報活動及び研修会等による啓発
- ④ 公的賃貸住宅の整備
- ⑤ 住宅改造に対する支援
- ⑥ 障がい者の居住支援

#### (2) 道路・都市公園

- ① 歩道等の整備
- ② 都市公園の整備

#### (3) 旅客施設・公共交通機関

- ① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

## 【平成27年度～令和2年度の施策実績（主な取組・成果）】

- ◆ 乗合バスのうちノンステップバスの割合について、数値目標を達成：70.3%
- ◆ 事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数について、数値目標を達成：3,616件

### 数値目標達成状況 数値目標5項目のうち、4項目が達成率80%以上

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	R2年度末 (実績値) ①	R2年度末 (目標値) ②	達成率 [%]	達成率
34	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	71.3	85.7	100.0	85.7	B
35	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,946	3,616	3,300	109.6	A
36	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	22.5	31.4	40.0	78.5	C
37	県が管理する道路のうち、歩道整備計画(※1)における歩道のバリアフリー整備(※2)延長割合	%	64.2	83.1	90.0	92.3	B
38	乗合バスのうちノンステップバスの割合(※3)	%	15.7	70.3	40.0	175.8	A

(※1)歩道整備計画

熊本市の政令指定都市移行に伴い新たな整備計画として策定されたもので、整備計画地区(26地区、総延長122km)から熊本市を除外(9地区、総延長49km)し、平成24年度から取り組んでいる通学路緊急合同点検による危険箇所(75箇所、計38km)を追加した合計111km

(※2)歩道のバリアフリー整備

歩道の幅員の確保、段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行う整備を言い、整備基準は以下のとおり

- ・ 歩道:有効幅員2m以上
- ・ 自転車歩行者道:有効幅員3.0m以上
- ・ 段差解消:歩道縁端部と車道との段差は2cm
- ・ 視覚障がい者用誘導ブロック:視覚障がい者の移動の円滑化のため必要と認められる箇所に設置

(※3)ノンステップバスの導入状況(令和3年3月31日現在)

ノンステップバス:379台(対象車両数:539台)、ノンステップバス対象車両数比70.3%

### 【課題・今後の方向性】

- やさしいまちづくり条例(正式名称:「熊本県高齢者、障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」)に基づく事前協議の対象となる建築物については、約8割が計画段階で事前協議されています。障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進めるため、引き続き、設計事務所等への周知に取り組むとともに、研修会の実施等によりユニバーサルデザインの普及啓発を図る必要があります。
- 県営住宅におけるUD対応住宅の割合については、熊本地震後、県営住宅の災害復旧工事を優先的に実施していることから、住宅の改善工事については、当初の目標が未達成となりました。引き続き、障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物等のユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

## 施策分野⑧

# 差別の解消及び権利擁護の推進

### 施策の概要

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮など「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、平成28年4月から施行された障害者差別解消法の周知を進めます。
- 障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深め、県民の「心のバリアフリー」を推進します。
- 障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

#### (1) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組推進
- ② 心のバリアフリーの推進
- ③ ヘルプカードの普及
- ④ 行政機関における合理的配慮の推進

#### (2) 障がい者虐待防止

- ① 障がい者虐待防止対策の強化

#### (3) 成年後見制度等

- ① 成年後見制度の利用促進
- ② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

### 【平成27年度～令和2年度の施策実績（主な取組・成果）】

◆ 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度が増加（平成25年度末：37.9%→令和2年度末：43.6%）

#### 数値目標達成状況 数値目標1項目において、達成率80%以上

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	R2年度末 (実績値) ①	R2年度末 (目標値) ②	達成率 [%]	達成率
39	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	37.9	43.6	50.0	87.2	B

### 【課題・今後の方向性】

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮など「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の認知度については、これまで順調に向上していますが、引き続き、出前講座や改正された障害者差別解消法の普及啓発と併せて、県民への認知度向上について取り組んでいく必要があります。
- 障がいのある人の権利を擁護し、障がいのある人が適切な医療・介護・福祉サービス等を受けられるよう、引き続き、市町村と連携し、成年後見制度の周知・啓発及び適切な利用促進を図る必要があります。